

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2020年4月27日時点

～2020年4月26日

2020年4月27日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号）

実施 平成11年7月1日

附 則(令和元年6月26日 NS才第00513482号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱うものとします。

付加機能	付加機能
大量通信制御装置 タイプ3	大量通信制御装置 DPS Core

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能のトラフィック解析機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 前項の場合において、インターネットGW契約者（トラフィック解析機能に係る者をいいます。）は、追加ポリシーに係る変更に関し請求等を行うことができます。

5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号）

実施 平成11年7月1日

附 則(令和元年6月26日 NS才第00513482号)

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

3 削除

4 削除

5 (略)

6 (略)

附 則(令和2年4月27日 D P S 才第00642962号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年4月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

(その他)

4 NS才第00513482号（令和元年6月26日）の附則の3及び4を令和2年4月27日をもって削除します。